

# 世界遺産を巡る諸動向

## － ICOMOS国際記念物遺跡会議の視点から－



國立館大学イラク古代文化研究所教授  
岡田保良

### はじめに

どうも皆さんこんにちは。國立館大学から参りました岡田でございます。ご紹介いただきましたように、私は生まれも育ちも大阪で、吉本新喜劇にもまれて育ったようなものです。1980年に東京に出まして、ほぼ人生の半分を大阪京都の関西で、もう半分を現在東京で過ごしているわけですが。両親は徳島県の出身でございまして、ですから私の血の源は四国にあるのだということです。実は徳島にはそういう関係で何度か何年か毎に訪ねておりましたけれども、愛媛は初めてでございます。で、昨晩夕食を何にするかということで大好きなお寿司を食べようと寿司屋に入りましたら、突き出しにわけぎのぬたが出てきたんですね。これは懐かしかったです。母親がショットギュウ作ってくれてたので。ああ、四国なんだなという思いをいたしました。

その四国四県で、この度大胆不敵にもといいますか、八十八箇所の札所、お寺、そしてそれを結ぶ道全てを世界遺産にしようという動きが表に出てまいりました。その発想の大胆さには少しひっくりしましたが、ただ、時間はどんどん進んでおりまして、従来型の単体の芸術作品みたいなものが世界遺産になっていく時代はもうや終わろうとしています。いろんな新しい価値観を見出しながら、世界遺産というのは世界中から相次いで現れているわけです。私もそのお手伝いをするようになってまだほんの二、三年くらいでしょうか。先ほどご紹介いただきましたように、パリの本部の委員を決める選挙というのが三年、二年半前ですね。中国の西安でイコモスの総会があって、そこで選出されて委員になったわけなんですけれども、別に岡田が選ばれたわけではありませんで、日本という国が世界各国への文化遺産をめぐる貢献が、日本に票を入れて委員になったということです。別に私の力がどうとか、私が今まで何をしてきたかということとはあまり関係ないということです。むしろ私の仕事というのは現在西アジアの方で考古学的な調査をやりながら、一方でそれに伴って、発掘されてきます土の文化遺産ですね。日本ではあまりなじみが深くはないですけれども、焼かない煉瓦、つまり日乾煉瓦を使った建築物、あるいは発掘された遺跡を調査し、それをどう保存するかというのがもともとの専門でございました。

そういう西アジアの発掘などに携わる前は、京都において、歴史的な町並み、祇園とか嵯峨野という伝統的な町並みの調査とか保存計画にも関わっておりました。傍ら、私はずっと京都大学に入学したころから関西地方の遺跡を調査するサークルに入っておりまして、その関係ですと今日まで、遺跡調査、発掘などがついてまわっております。そのことが結果的に私とイラクを結びつけ、イラクの問題で I COMOS に呼ばれて関わるようになって、それが更に世界遺産へというようなステップで、人生というのはどこでどう変わるかわからないということです。その京都でおりました時、町並みなんかの仕事と平行しまし

て、京都の東郊外、山科というところで調査をしていました。実は山科という所は、本願寺の古い本山があった場所で、現在西本願寺・東本願寺がありますけども、それが東西に分かれる以前、蓮如という坊さんが、京都の東山を逃れ出て山科に本願寺を造ったんですね。その遺跡の調査をやっておりました。それが私が23、4。今からだからもう35年も前の話でしょうか。そのころ実は内田先生と色々やり取りをしていたんですね。内田先生は大阪城におられました。大坂城というのは実は大坂の本願寺の跡に建設されたんですね。で、私のフィールドでした山科と大坂城という場所に、本願寺というつながりがありました。それから34、5年経ちまして今度は四国八十八箇所。本願寺は真宗で八十八箇所は弘法大師の真言宗のお寺が背景にあるようですが、その真言宗のお寺がまた内田先生と私を再会させまして、やはり日本は仏教国なんだなという思いをしております。で、そろそろ本題に入らせていただきます。

## I 世界遺産条約・抄

今日は世界遺産をめぐる諸動向というタイトル。これは、実際世界遺産をネタにどういうお話をすれば、興味を持っていただけのかなかなか事情がわからないこともあります。私がお話しますのは世界遺産といいましても、ICOMOS（国際記念物遺跡会）という立場、もう少し具体的に言いますと、世界各国から世界遺産の申請があがってくるわけですが、ユネスコの委員会が最終的にそれを登録するかどうかを決める。その過程でですね、ユネスコに対して、それぞれの遺産が世界遺産にふさわしいかどうかを審査する機関だとお考えいただいてよいかと思います。もちろんそれだけではなくて、世界遺産条約が成立する以前からある、国際的な文化遺産の保護支援のための組織あります。その立場から世界遺産の登録のプロセスを皆さんに紹介してご理解をいただきたい、というのが第一でございます。

さて、世界遺産の話は、やはり世界遺産条約のことから始めないといけないかなと思います。1972年にユネスコの総会で当時のユネスコ加盟国が採択したもの、堅苦しくいいますと、その条約締結国によって世界的に価値のある文化遺産を一覧表にしようということが決まったんですね。ですから、「登録」という言葉が使われているのは、この条約に基づく一覧表にそれぞれの国からあがってくる文化遺産を載せるか載せないか。それを「登録」と呼んでいるわけですね。では何をもって世界遺産という風に認定するのかという建前が条約の前文に書かれております。「顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を集団で保護するための効果的な体制」、ということが前文に書かれてあります。ですから世界遺産とは何かと言った時によく説明に用いられるのがこの「顕著な普遍的価値」。これはもちろん日本語でありまして、国際的には英語またはフランス語が公式の言語で、英語では Outstanding Universal Value といいます。我々の世界ではですね、時々長つたらしのを省略して、この頭文字をとってOUVなどという言い方をすることがあります。1972年にこの条約ができたんですけども、突然振って沸いた話ではないんですね。そもそもその背景にはユネスコが国際的な協力体制の下で、遺跡を破壊から守るという働きがそれ以前にあったわけです。その代表というのが、ご存知の方も多いと思いますが、エジプトナイル川の上流にあって、アスワンハイダムの建設によって、水没の危機にあったヌビアの遺跡ですね。アブシンベル神殿という名前で知られておりますが、岩山をくりぬくような形で作られた、その神殿彫刻を何とか救おうということで、岩山を切り取るような形で水没しないレベルまで、20メートルほど並行移動させるという形で保存するという、文化遺産の保存としては破格な規模のユネスコの事業となりました。それが直接のきっかけといえばきっかけ。条約に結びついたということですね。

ユネスコ側からいうとそういう話になるわけですが、私どもICOMOSの方は、それよりずっと以前のヨーロッパに遡ります。ヨーロッパには古代あるいはルネッサンス以後歴史的な町並みがあちこちにあ

る。あるいは古代の石を中心とした文化遺産があちこちにある。そういうものを共通の理念で、あるいは標準を作つてですね、後代に伝えていこうというような動きが、二十世紀の始め頃からありました。それは後にユネスコが後押しをすることになるんですが、最初はむしろNGO的な動き、非政府、ボランティアの集まりみたいことでヨーロッパの国際社会が動き出したということですね。その後1960年代の初めイタリアのベニスにそういう歴史的な遺産の調査保存の専門家が集まりまして、国際標準となるベニス憲章（Venice Charter）を採択したんです。そのベニス憲章を今度は国際機関としてその理念を動かそうということで発足したのが I COMOS あります。ICOMOS (International Council on Monuments and Sites) は1965年に発足いたします。で、はっきり申しましてユネスコというのはですね、そうやって世界遺産条約という体制を作つてもですね、実際に専門家として活動できるスタッフはその中にごくわずかしかいないんです。当然、その条約を動かすためには専門家が沢山必要です。ユネスコはそのかなりの部分を I COMOS に頼って、この世界遺産条約というものを現在も運営しているというのが実情です。

さてその世界遺産条約で世界遺産として登録される遺産は大きく二つに分かれます。第1条「文化遺産」（記念工作物・建造物群・遺跡）と第2条「自然遺産」（生成物《群》・形成物または生息地・風景）。もともとは「文化遺産」を保存するという理念でこの世界遺産条約もあるいは I COMOS もできておりまます。そこに少し理念を広げるという形で「自然遺産」というものも理念に取り込んでいこうということになって世界遺産条約というものができているわけです。これについては私も当時の事情はあまり詳しくありませんけども、その当時すでに世界で一番強大な国であったアメリカ合衆国の遺産を世界遺産条約に持っていくには、一つには、アメリカでは「自然遺産」も「文化遺産」も一緒に扱っていたという背景があったようです。その理念をユネスコに持ち込んだことが大きな理由となって、「自然遺産」も世界遺産の一部となつたという風に私は聞いております。それでその二つを区別するのは条約の建前になつておりますけれども、実際にはその境目というものは難しいところもあります。たとえば富士山、まだ世界遺産になつておりません。随分前に世界遺産条約を日本が受け容れた時にすぐに富士山は上がってきたんですけど、最初は「自然遺産」じゃないかと言われていて、日本政府はユネスコに打診をしたわけです。ところが「自然遺産」とするにはあまりにもその保存のあり方、現地の現状を見た時に、例えば自衛隊の演習場があるとか、登山の人たちがいっぱいゴミをちらかすとか、そういうこともあって、「自然遺産」には相応しいと言えないというような反応があったと聞いています。それともう一つ「自然遺産」は最近の流行もありますけども、生態学的に原始状態に近いような、原生林だと、人の手が加わらない自然。それを優先的に「自然遺産」にしようという流れが強かつたですね。富士山にしても日本の自然はおおむねその傾向が強いですけれども、人の手が加わったりしているので、「自然遺産」としてはなかなか認定が難しいというような傾向がありました。「文化遺産」の方は人工的な建物とか遺跡、あるいは町並みや、景観の中でも非常に人の手が加わった景観（文化的景観）、そういうものを「文化遺産」とするということで世界遺産というものは今理解されております。

そして最終的に世界中から要望のある世界遺産の候補をですね、一覧表に登録するかという採決をするのはユネスコの中の世界遺産登録委員会、年に一回、かつては12月頃にやっておりましたが、最近は7月の初め頃に開催されるのが通例になってきております。その条約には、第11条「世界遺産委員会は自己の定めた基準に照らして顕著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表を『世界遺産一覧表』の表題の下に作成」するという風に書かれておりまして、まさに世界遺産というものはこの一覧表に書き込むかどうか。普通「登録」というと英語の register や registration を思い浮かべる方が多いと思いますが、世界遺産の「登録」というのは一覧表に書き込むか書き込まないか。で、その書き込むというのを日本語では「登録」と言っているので、英語では inscribe とか inscription という言葉をあてています。そして委員会が定

めた基準、どういう観点から顕著な普遍的価値を認めるかという基準として10か条の項目が挙げられています。その基準を criteria (評価のための指標) といい、これは複数形であります、单数形では criterion になります。

## II 顕著な普遍的価値

問題はその顕著な普遍的価値というものはどういうものかということを、条約はあまり詳しく書いておりません。条約を実際に運用して、世界遺産一覧表に書き込むかどうかという長いプロセス、そのプロセスをはっきりと文字として書き上げた文章として、作業指針 (Operational Guidelines) という300項目近い長大な文書です。その中にかなり具体的に価値基準 (criteria) の記述、そして顕著な普遍的価値とは何かということも、これは世界遺産委員会の方で作成されたものですけども、委員会としては最大限の努力を払ってそれを噛み砕いて説明しているんですね。こういう国際的な文書と言うのは、日本語よりも英語の方がよほどわかりやすい。それは英語やフランス語は公用語ですが、日本語の場合は正式な文書ではありません。私も文化庁でその決定版を作っていないのかと聞きましたが、それはないのだと、どう作ったって公式なものにはならない、ということでした。ではどういう時に作るのかと聞くと、国会の答弁のときに作るのだとということでございました。だからその時に急いで国会の資料、国の議会の資料として日本語に作るわけですが、あまり時間をかけて丁寧に入念に作っているとは思えない節があります。

ちなみにこの顕著な普遍的価値というものをどういう風に噛み砕いてあらわしているかというと、「国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性を持つような、傑出した文化的意義及び／又は自然的な価値を意味する」。これを読んで、あ、そうかと納得できる人は決して多くはないのではないかとちょっと危惧いたします。最後の方の「及び／又は」というのは「文化遺産」でありかつ「自然遺産」であるというのも存在するという意味になります。普通は世界遺産は「文化遺産」か「自然遺産」のどちらかなんだと思いますけども、どちらの価値もある、日本には残念ながらまだなかったんですが、そういうものもあるということで「及び／又は」となっています。これだけではやはり分かりにくいので、先ほどの価値基準の方に少し説明を移したいと思います。

## III 世界遺産の登録基準<文化遺産>

全部で10項目の視点からその顕著な普遍的価値というものを判断するということが、この価値基準の一覧に出ております。やはりどこに書かれているかと申しますと、作業指針の第77項にその価値基準のことが出ております。価値基準10項目のうち、「文化遺産」に対する基準は最初の6項目で、後の7～10というのは「自然遺産」に対する評価の基準を与えております。本日は私の専門外であります「自然遺産」に関しては時間の関係もあり省略させていただきますが、「文化遺産」に関する6つの観点を紹介してですね、四国八十八箇所がそのどれに該当するのか、まず皆さんでお考えいただきたいと思います。

### 1. 人間の創造的才能を表す傑作である。

→誰の目にも明らかな芸術作品。日本が初めて世界遺産登録に成功した姫路城や法隆寺など、写真などを添えるだけで誰もが納得できるもの。

### 2. 建築物、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏での価値の交流を示す。

→国境を越えての交流を示すような建物や技術など。交流の証しとなっているもの。

### 3. 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在である。

→世界の人類史、文明史において、史跡として今日に伝わっているもの。マチュピチュなど。

#### 4. 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。

→日本では白川郷の集落の景観がこれに当たるほか、法隆寺や姫路城もここに該当。ヨーロッパでは中世や近世の都市が沢山登録されており、それらの登録基準もこれに当たる。

#### 5. あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上での土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの。白川郷や石見銀山もこの点評価されている。

→集落だけではない自然を伴う景観。棚田などはこちらに近い。山・林・川・森の維持管理に人間が大いにかかわっているような、自然環境との共生を評価する観点。人間の手が加わらなくなることによってその景観が失われてしまうという所に重点がある。

#### 6. 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。

→直接目に見えるものではないが、その歴史的経緯を探ると人々の営みが見えてくるもの。ただし、背景にどんな歴史的・文学的価値があっても、そのものに文化的価値がない場合はあまり適用が好ましくない。現在近代化された町でも、その背景には長い歴史を持つというところは沢山あるが、現在の都市の状況が文化遺産にふさわしくないとみなされる場合は登録されない。

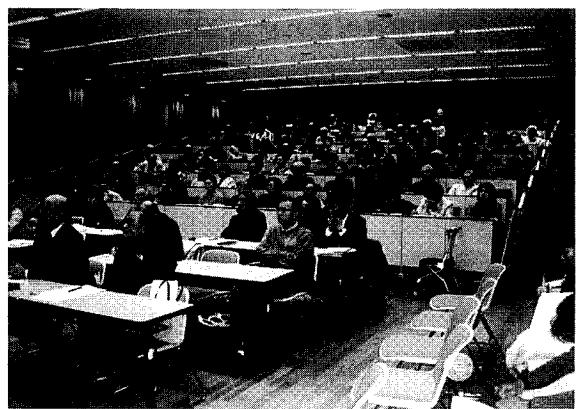
この四国八十八箇所はいろんな文学作品、あるいは美術の題材になっていると思います。こうした作品が果たして普遍的な価値を持ちうるかどうかというのは、非常に大きなポイントになると言えます。

## IV ユネスコの諮問機関

次はどういう人たちがこの価値基準に照らして、世界遺産登録の議論をするんだという話でございますけども、世界遺産条約の中にははっきりと、UNESCOの世界遺産委員会が世界遺産登録をするプロセスで相談しなさいと明記してある機関が3つございます。

その一つはICCROM（ユネスコ傘下の文化財修復事業従事者育成機関。文化財の調査研究も行う）。イタリアのローマにございます。通称ローマセンターと呼んでおります。世界遺産条約よりも古く、1959年に発足した政府間機関（ユネスコ直属の機関）で、文化財の保存および修復の学術的・技術的問題に関する研究や助言を行い、技術者の養成、修復作業の水準向上に援助を行う機関です。ここにはスーパークラスの経験を有する保存科学の専門家が何人かいいらっしゃいます。ユネスコの機関ですので、現在のICCROMの所長さんという方はつい数日前まで日本にお見えでしたけども、ユネスコの中の文化遺産部門の局長さんをやってらっしゃった方が実は今の所長さんであります。

これは実は政府間の機関ということで、我々はあまり直接接する機会は多くありません。何人か個人的にお付き合いがあるくらいですけども、もっぱら日本は文化庁の文化財部というんでしょうか、そのスタッフとして抱えている専門の方の研修に、常に一人くらいは派遣しているようです。更にその育成をする側の方ですね、指導する側の方にも日本は文化庁の方を送り込むこともあります。残念ながら民間には開放されていないというのが実情で、もっと普通の大学からでもこういう所に人が行けるようになったらいい



なと思います。ただ、組織として質は非常に高いですけども、大きな組織ではありません。

IUCN（国際自然保護連合）。先ほど紹介した世界遺産の中の「自然遺産」の部門を検証し、あるいは登録申請のあったものを審査する非政府機関ですが、1948年にユネスコやフランス政府、スイス自然保護連盟などの呼びかけで、各国政府、民間の自然保護団体が参加して発足した環境保全に関する国際機関で、政府が直接関与しない、ボランティアの組織です。日本にもその支部がありまして、日本で「自然遺産」を世界遺産にしようという時には、最も有力な諮問団体になります。

ICOMOS（国際記念物遺跡会議）。今まで何度も出てきましたのでもう覚えて下さっていると思いますが、1965年に発足した非政府機関で、現在世界に八千人以上の会員がおります。基本的にはパリに本部がありますて、その本部に登録するのが正規の会員です。その数が八千、もしかしたらもう九千くらいいるかもしれない。同じ国の人たちがそれぞれの国で委員会を作るという形で、日本にも日本ICOMOS国内委員会というのがございます。日本ではICOMOSの会員は三百人をちょっと超えたくらいの人数です。日本ICOMOSはICOMOS中央の原則を比較的忠実に守っておりまして、準会員とか学生会員とか、裾野を広げる努力をあまりしていません。議論はずっとあるんですけども、なかなか制度にならない。アメリカやオーストラリアなどのICOMOSの先進国では、そういう裾野を広げる努力をずいぶんしております、年会費を半分くらいにして、その代わりに中央ICOMOSの認証は受けないという形の会員を作っております。なのでICOMOSは中央の会員と、それぞれの国の国内委員会が組織する会員、これがまず基本にあるわけですね。

それともう一つ、そういう人たちは何らかの専門を有する人たち、という風に一応限定しております。で、いろんな分野の専門的な委員会がございます。私は先ほど申しましたように土の分野、土の建築を専門としておりますが、日本では木造建築が主流ですから、木造建築の委員会というのも世界で組織されておりまして、現在はフランスの人が委員長だったと思いますが、日本の研究家が最も強い興味を持って活動している委員会の一つです。そのほか石の委員会など全部で今三十くらいあります。最近では、遺跡や文化遺産をどういう風に表現するのが適当か、あまり非科学的な過剰な宣伝をするのはよくないということもあって、プレゼンテーション（紹介の仕方）やドキュメンテーション（宣伝・紹介する文章の作り方）の標準をつくろうという委員会もつい最近できたりしております。

この四国八十八箇所を例にとれば、それに最も近い専門委員会というのは、「文化の道」（Cultural route）という委員会がございます。たしかスペインの女性が委員長をしておられます。ICOMOSの中でも最も活動的な委員会の一つです。この次の講演会のテーマだそうですけれども、サンティアゴ・デ・コノポステーラ、このルートというのは一部フランスにかかりますが、その大半はスペイン領内を通りいるんですね。全部で百六十を超えるくらいの村を繋いでいる道だそうですけども、そういうのを啓発していくこうということで、Cultural route の分野ではスペインが一番活動の盛んな国だと思います。

また八十八箇所の寺というのは概ね史跡として保護していく方向があるようですね。いくつかのお寺は都市部にあるようですが、多くのお寺はちょっと町の郊外の、周りの林や山と一体になった景観がなかなか優れたもので、文化的な香りが高い。というようなことからいいますと、そのような景観を主に扱うような委員会として、Cultural landscape を扱う委員会もございます。そうしたところには日本からも代表委員（投票権を持つ委員）、大体どの委員会も二十人前後の投票権を持つ委員がおります。で、その委員にはCultural routeの方にもCultural landscapeの方にも日本からは委員が出ております。来年landscape の委員会は日本で定例集会が開かれると聞いております。是非四国からもアピールの機会に利用されたら、と思います。

今年はICOMOSの三年に一回の世界大会、総会の年であります。ユネスコの世界遺産委員会と開催が

同じ場所、カナダのケベックで開かれます。世界遺産委員会の方は七月、ICOMOSの総会は九月の末から十月に開かれます。ICOMOSの総会というのは、色々な委員会がそこで開催されるんですが、世界中から色々な文化遺産のアピールをやりあう場という色彩があります。そこもやはり、世界中に自分たちの遺産を紹介するには非常にふさわしい場所ではないかと思います。

ICOMOSはこんな風に、色々な専門家集団を委員会という形で、横断的な、国境をまたいだ形の、組織的な活動というのを一つの柱としています。ですから、国ごとの委員会が一つ、それから専門家ごとの委員会が一つ。そういう二つの枠組みでICOMOSの本部というのは支えられているわけであります。

## V ICOMOSによる文化遺産評価の要点

そしてそのICOMOSはどのような観点から遺産を評価するかということですが、かなり専門的な話になりますが、世界遺産をどんな形で見ているかというのを簡単にご紹介いたします。

### 1. 真実性 Authenticity と完全性 Integrity

世界遺産の候補を評価する時に出てくる言葉。ICOMOS発足の背景にあったベニスの約束事でこういう言葉が使われるようになりました。もっと簡単に言いますと、嘘が無いこと。それから欠けてないこと、ということです。嘘が無いことというのは、いい加減な復元をしているとか、科学的にしっかりした証拠が無い、ということがない。私の場合でいうと建築学的考古学的にちゃんと裏づけがあるということ。それが真実性の中身です。

完全性の方は、広いというか大きな空間を持つ建築物の場合は、往々にして長い歴史の間に無くなったり形が変わったりしているものです。法隆寺を含めて日本の文化財建造物は多くの場合、その部材が取り替えられています。もっと極端な例を言えば、お伊勢さん。二十年ごとに建て替えられますが、あれに果たして文化的な価値があるかどうか。少なくとも今見る建築部材というのはせいぜい十数年しか経っていないわけですね。それを真の文化遺産だと認定できるかどうか。それから、完全性のほうになると、今度は法隆寺なんかでも、確かに建物の骨格は飛鳥時代に、あるいは白鳳時代に遡るということかもしれませんけれども、多くの部材は取り替えられているわけですね。継ぎはぎだらけなんですよ。それを完全なものと言えるかどうか。もう少し完全性についてわかりやすく言えば、例えば法隆寺という文化遺産には、金堂、中門、五重塔などがありますけども、あれは五重塔がなくても、金堂だけでも日本においては国宝扱いになる文化財だと思います。だけれども、「法隆寺」という一つのお寺を完成させるためには、どれも欠けては困るものです。それを完全性という風に理解していただきたいと思います。薬師寺がそうですね。薬師寺では東塔だけが白鳳期の傑作です。あとは金堂も西塔も最近の作品です。薬師寺の東塔は国宝になっているんです。でも「薬師寺」が国宝になっているわけではない。「薬師寺」を国宝にしようとすると、やはり金堂も西塔も古いそのままのものでないと、国宝「薬師寺」とはならないですね。それが、完全性が満たされているかどうかという話になってくるわけです。

この点でもう一つ思い当たるのは日本の町並みです。ヨーロッパでは、中世や歴史的な町が城壁で囲まれていることが多いので、完全性が担保されているかどうかというのはその城壁ごと残っていれば完全性は大体満たされているとヨーロッパの町では判断されますし、その場合は世界遺産への可能性が大きく開かれるわけです。ところが日本は同じような歴史的な町並み、今の保護法でいえば伝統的建造物群保存地区という制度があって、伝建といっていますが、日本の伝建の場合、残っているところだけを線引きしている。残っているところにどれだけの意味があるのか。あるいは某町があって、その中にいくつかは保存された建物があっても、その保存された建物だけではその町そのものを説明しきれない。京都には祇園地区がありま

す。愛媛県では内子が有名でしょうか。でもおそらく内子町と内子の保存地区とはその境界線はぜんぜん違ったものになると思うんですね。もし町の境界線と保存された地区の境界線がまったく重なり合う場合は、完全な形の内子が文化遺産、可能性としては世界遺産ということもありうるわけありますけども、日本は文化庁や教育委員会が残っているところだけ線引きしますから、なかなか日本の場合伝統的建造物群から世界遺産へという道が開かれないとこどりますね。唯一例外的なのは、白川郷は郷の単位で世界遺産になっておりますけども、山村というかそういう集落ですので、ちょっと事情が違うと思います。

## 2. 頗著な普遍的価値の証明

先ほど申しました第1～6項目の価値基準。その時に同時にその頗著な普遍的価値が認められるかどうかというときにやはり比較するということが大事になってくるわけですね。

今、日本では姫路城が日本の世界遺産の第一号として有名です。日本は1992年に条約を締結したときに、法隆寺や姫路城と並んで、鎌倉や彦根も将来世界遺産にしたいということで候補リストを作ったんですね。暫定リストと呼んでいます。世界遺産になる一歩手前、将来世界遺産に申請しますよということで、世界遺産候補の表を各国が用意しているんですね。で、その時の姫路や法隆寺や京都なんかは今現在世界遺産になっているわけですが、彦根も鎌倉もまだです。鎌倉はなんとかかんとか、来年くらいには申請しようという勢いです。彦根はまだそういう段階にすらいたっていません。彦根をそういう可能性から遮っている最大の障害物は姫路城ですね。彦根をなんとか理屈を付けて世界遺産にしようとする時に、「日本には姫路城という立派な城があるじゃないか」と言われた時に、彦根はなかなかそれを覆すだけの価値の主張ができない。それが比較研究の大変な所ですね。やはりどれだけすばらしいものでも、同じようなものがいくつもあっては、なかなか世界遺産としては通らない。それは国内だけではなくて、世界中を視野に入れた比較を行わなくてはいけない。

四国八十八箇所の場合、スペインとの比較はその違いを見つけるのにさほど大変ではないでしょうが、西国三十三箇所とも比較して、八十八箇所はどこがどう違うのか。こっちの方がどう文化遺産として優れているのかということを、主張しなくてはいけない局面があると思います。

## 3. 保存上の脅威と「危機遺産」

今、その文化財にどんな脅威が迫っているか。往々にしてこういう伝統的な遺産あるいは歴史的な遺産というのは、ちょっと怠れば朽ち果てていく、価値が損なわれてしまう。どういうふうな危機が迫っているかということを点検するのも我々の大きな視点の一つです。特にそれが極端な場合ですね、日本には現在ありませんけども、中東や現在紛争が起こっているような地域には、放っておくとテロや大砲の犠牲になって失われてしまいかねない遺産というのは少なくありません。特に西アジアなんかにたくさんあります。有名なところではアフガニスタンのバーミヤーンなんかもそうですけども、なかなか中央政府の管理が行き届かなくて、脅威が極端に高い。そういうところには世界遺産の一覧表とは別に、危機に瀕した遺産の一覧表というのも用意されています。世界遺産とは別枠に登録する。危機遺産ということですね。

少し前、私の関係したところで、2003年の12月26日、イランの東の方で大きな地震が起こって、バムという、中世の城郭を中心とした、すでに廃墟になっていた城塞都市遺構ですが、廃墟だったのが尚いっそう壊れちゃったんですね。で、ちょっと手遅れかもしれないんだけれども、急速周りの関係者が世界遺産且つ危機遺産にしようということで、かなり強引な手法で危機遺産に入れたことがあります。ヨーロッパではケルンの大聖堂という建築が2、3年前に問題になりました。ただ大聖堂そのものはびくともしていないんです。その中世の景観のままに百数十年間キリスト教の教会がそびえているわけです。その背景は低い中世の

町並みと、あとは空以外何も無い空間。その背後に急に超高層の建物が建とうとしたんですね。これは文化遺産そのものは危機でもなんでもないんですが、その背景が壊れるということだったのです。これはユネスコの世界遺産委員会で危機遺産になりました。ドイツは嫌だったんですね、危機遺産にされるのは。それを多数決で危機遺産にしてしまいました。それから間もなくその超高層の計画が途中で、三分の一削ったんだけか三分の一の高さになったんだか詳らかでないですけども、そういう計画変更がなされて、一年か二年か後にケルンの大聖堂は危機遺産リストからはずされてもとの状態に戻っています。

#### 4. 遺産の範囲と保護の制度

今同じようなことが広島の原爆ドームで起ころうとしていますね。原爆ドームは世界遺産になって久しいですけども、あそこも周りの町並みに突出するように高層のマンションが建ち始めています。私たちはコアと呼んでいるんですけども、中核部分については非常に手厚い保護の処置をします。けれども、その周辺、緩衝地帯ですね。要するに普通の何の指定や網掛けも無い場所と、そのコアとの間にある中間的な地帯、バッファーゾーンといいますけども、そういうものを設定してあったんですね。原爆ドームも地図上は設定してあるんですけども、規制は何も無かったんです。将来規制をかけますよと言うだけで、実際には何の規制も条例も無かったというわけで、高層が建ち始めた。もしかしたら、誰かが言い出せば危機遺産になってしまふかもしれないのです。

先ほどバッファーゾーンの話をしましたけども、必ず世界遺産を登録・申請するときには、その範囲も妥当かどうか、緩衝地帯が妥当かどうかという話になるのです。その範囲は国が決めるのですが、その国、あるいは自治体の保護の制度が整っているかどうかが厳しく問われます。世界遺産というのは、そもそも登録はユネスコがいたしますけども、保護する責任はその遺産を保持している国にあるんですね。ですから世界遺産を認める認めないという大きな判定基準としては、法的にその保護が担保されているかどうか。日本は文化財保護法、最近は国土庁の景観法などという法律もできておりますけども、それと地方自治体がいろんな条例を作っていますね、その保護を保証する、そういうことがちゃんとできているかどうかということも大事な観点になります。

#### 5. 保存状況、マネージメントプラン

遺跡公園の整備などの保存がどの程度十分に行われているか、その将来にわたる計画というのが、マネージメントプランです。これはしっかりした文章として将来計画が立てられているかどうか。そういうことを含めて、保存の状態は大丈夫なのかということもチェックされます。

以上のようなことをどこで我々 I COMOS が議論するかというと、年に一度、その年に推薦されて上がってきている物件を、今年の場合だと 26 くらい世界各地から上がってきておりますけども、それをこういった観点から世界遺産にふさわしいかどうかを審査し、その結論をユネスコに助言というか進言するわけですが、その機関を I COMOS の世界遺産パネルといいます。I COMOS の中の執行委員会プラス、アドバイザー（顧問）の方なんかをお招きしまして、世界遺産パネルというものを私ども作っております。

### VI 世界（文化）遺産登録のプロセス

実際にこの四国八十八箇所が、あまり楽観はできないと思いますけども、どんな風なスケジュールを辿って、世界遺産になるのかならないのかということを簡単に説明いたしましょう。例えば最速で、超ラッキーという場合を考えていただきたい。現在 1 月の末。1 月の末というのは世界遺産のプロセスで一番重要な時

期で、各国からの申請文書を上げる期限が1月の末です。2月1日までに世界遺産委員会に対して世界遺産の登録申請の文書は提出されねばなりません。これが第一のハードルなわけですが、その前にですね、各國はその世界遺産に申請する確か4ヶ月前だったと思いますが、それ以前に将来世界遺産として申請する可能性のある物件をリストアップしておかなければいけない。それを暫定リストというふうに呼んでいて、先ほど彦根城などを例に申し上げた通りです。今日現在、日本では9件の文化遺産が既に暫定リストの中に入っています。その内訳には現在本申請をやって審査途中の平泉もありますが、急遽フランスの意向で入ってきた国立西洋美術館というのもあります。ル・コルヴィジュエという近代の建築家の代表の一人として誰もが評価している建築家がいますが、その代表的な作品を世界中から集めて、一括して世界遺産にしようということをフランスが提案してきたのです。一昨年のことです。その一つが東京の上野にある西洋美術館です。日本はフランスの意向を受けて急遽暫定リストに入れ、ついこの間、去年の11月、年代としては50年を経ていないので異例中の異例ですが、文化庁は重要文化財に指定しました。そういうのも含めて今9件、暫定リストに名前が挙がっています。

ですからまず世界遺産申請の前には、その暫定リストに入れないといけない。このことを、文化庁は一昨年から新たに全国から公募するという形で募りました。

#### （2006年度に提案のあった文化遺産）

- 1) 青森県の縄文遺跡群（青森県）
- 2) ストーンサークル（秋田県）
- 3) 出羽三山と最上川が織りなす文化的景観（山形県）
- 4) 富岡製糸場と絹産業遺産群（群馬県）※
- 5) 金と銀の島、佐渡一鉱山とその文化—（新潟県）
- 6) 近世高岡の文化遺産群（富山県）
- 7) 城下町金沢の文化遺産群と文化的景観（石川県）
- 8) 霊峰白山と山麓の文化的景観（石川県・福井県・岐阜県）
- 9) 若狭の社寺建造物群と文化的景観（福井県）
- 10) 善光寺（長野県）
- 11) 松本城（長野県）
- 12) 妻籠宿と中山道（長野県）
- 13) 飛騨高山の町並みと屋台（岐阜県）
- 14) 富士山（静岡県・山梨県）※
- 15) 飛鳥・藤原—古代日本の宮都と遺跡群—（奈良県）※
- 16) 三徳山（鳥取県）
- 17) 萩城・城下町及び明治維新関連遺跡群（山口県）
- 18) 錦帯橋と岩国の町割（山口県）
- 19) 四国八十八箇所靈場と遍路道（徳島県・高知県・愛媛県・香川県）
- 20) 九州・山口の近代化産業遺跡群（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県）
- 21) 沖ノ島と関連遺産群（福岡県）
- 22) 長崎の教会群とキリスト教関連遺産（長崎県）※
- 23) 宇佐・国東八幡文化遺産（大分県）
- 24) 竹富島・波照間島の文化的景観（沖縄県）

### 〈2007年に提案のあった文化遺産〉

- 1) 北海道東部の窪みで残る大規模竪穴住居跡群（北海道）
- 2) 松島一貝塚群に見る縄文の原風景（宮城県）
- 3) 水戸藩の学問・教育遺産群（茨城県）
- 4) 足尾銅山（栃木県）
- 5) 足利学校と足利氏の遺産（栃木県）
- 6) 埼玉古墳群（埼玉県）
- 7) 立山・黒部（富山県）
- 8) 日本製糸業近代化遺産（長野県）
- 9) 天橋立（京都府）
- 10) 百舌鳥・古市古墳群（大阪府）
- 11) 岡山の文化・土木遺産群（岡山県）
- 12) 山口に花開いた大内文化の遺産（山口県）
- 13) 阿蘇一火山との共生とその文化的景観（熊本県）

以上37件のうち、既に一昨年の提案の中から、※印のある4件については暫定リスト入りを昨年の春決定しております。ですから現在審査途にあるのは残りの33件ということで、私も委員の一人ですけれども、審査が進められておりまして、今年の2月3月の間に地元自治体の方から説明を伺って、早ければ5月くらいに新たな暫定リストの文化遺産を選定しようということになるかと思います。

その後、ユネスコは本登録の申請が上がってきたものを直ちにICOMOSに渡すんです。それが毎年2月初めのことです。そこからICOMOSの審査が始まります。あまりお金がありませんので、現地に派遣されて審査するのはたいてい一人です。春から夏にかけて誰を現地に派遣するか、結構時間をかけてICOMOSの本部で人選が行われます。で、その決まった人が大体8月から9月にかけて、評価のミッションとして現地入りします。あまり大々的には公表されませんが、まあ秘密でもあります。昨年の8月末か9月でしたか、平泉の事前評価にはスリランカの文化財の専門家の方が見えていました。その前の年、石見銀山の時はオーストラリアから、どちらかというと都市計画関係の方が見えていました。主にあまり長距離でない、旅費のかからない地域からミッションに来てもらうというのが原則になっています。で、その評価に来た方は11月中までにレポートを作成いたします。そのレポートと各国からユネスコを通じて既にICOMOSに渡っている、登録申請の文書を併せてですね、前回までは年が明けてやってたんですが、今回2008年度からは12月の始めにICOMOSは世界遺産パネルの会議を開いております。26件についてICOMOSの案はまだ第一案という段階で、最終的には3月にもう一度我々パリに集まりまして、その時に最終勧告案をまとめ、それをユネスコに報告、答申するということが行われます。ユネスコへの答申はユネスコの世界遺産委員会が行われる6週間以上前です。先ほど申しましたように今年はケベックで7月の始めに世界遺産委員会がありますので、そこで平泉がどうなるかというのが決されるわけですが、ICOMOSからユネスコへはおそらく5月の半ばくらいに最終的な勧告案が出されることになるでしょう。

実は昨年大騒ぎになった石見銀山というのはその時に、5月の時点でICOMOSからユネスコに出された勧告案というのは登録を延期するのが妥当だという見解だったんですね。それが本委員会、ユネスコの委員会でその提案に対して、委員を構成する国の方たちが、登録を遅らせる必要は無いということで、逆転登録ということになったわけです。私はどちらかと言えば登録延期を決めたICOMOSのグループの中

の一人ですので、ちょっと複雑な思いですね。自分たちで決めた意見が通らなかった。しかしそれで日本中が大変幸せな思いをしている。ちょっと複雑な想いでした。もっとも、これは細かい話ですが、ICOMOS内部で採決する時は当事国の委員ははずされます。ですから私はICOMOSが登録延期という採決をする時にその部屋から出されていたんですね。

世界遺産委員会というのは21の国が構成するんですね。で、2年ごとに改選されます。2年ごとに3期なのですが、紳士協定みたいなものがあって、2期以上はやらないというのが今世界遺産委員会の慣例になっております。そのために、日本は昨年まで委員だったんです。石見銀山を最終決定する会議には、日本は委員国として席についてましたが、今年ケベックの会議ではもう日本は委員国ではありません。ですから去年のような例外的な芸当は、仮に同じようなプロセスを辿っても今年は難しいと文化庁は気を揉んでいるようです。

ICOMOSからユネスコへ答申を上げる勧告案にはつぎの四段階があります。

- ① 登録…ストレートに無条件に登録して良いという場合。
- ② 不登録決議…世界遺産にふさわしくないという結論をはっきり下してしまう場合。これはほとんどない。30に1つあるかないかくらいでしょうか。その場合は、その申請国自体が事前に登録申請を取り下げる事がほとんどなので、実際の決議はまれということになります。
- ③ 情報照会…少し追加情報が必要だ。その情報によっては登録と判断しても良いという場合。
- ④ 登録延期…それからその追加情報だけでは足りない、あるいはもうちょっとコンセプトというかタイトルの付け方が妥当でないという場合。石見銀山の場合はタイトルの問題ではなかったですが、調査されたところがあまりに少ないととかですね、そういうところが引っかかったようです。少し時を改めて出し直しなさい、というのが登録延期の中身です。

石見銀山はこの登録延期から一気に登録になった例外的なケースです。ICOMOSの他の人たちも言っていました。登録延期から一段階アップして情報照会というのは今までにもあった。しかし二段階アップは初めてだったんじゃないかと。

## VII 西アジアの事例から



世界遺産遺跡：  
サーマッラの尖塔(イラク)

私のフィールドは、イラク・イラン・シリアが中心で、最近はシリアをフィールドとしています。簡単に西アジアの歴史を見ておきましょう。古代オリエント文明からアケメネス朝ペルシアの時代、そして一時ギリシアの文化がアジアに入ってきます。ヘレニズム（セレウコス朝）と言います。で、再びパルティア（アルケサス朝ペルシア）、サーサーン朝ペルシアというペルシア人の時代が訪れて、そこからイスラームの時代に移っていく。こういう大きな西アジアの歴史をちょっと頭の中に入れておいていただきたいと思います。

実際西アジア世界では文化遺産というのはやはり大きな国の資源なんです。日本は1992年に世界遺産条約が締結されてから20年も経ってから、加盟しているんです。これには色々な裏話がありますけども、日本は躊躇して

いたんですね。だけども、西アジアの国々は非常に早く、1970年代に西アジアの国々はほとんど加盟しているわけです。イランも1975年に加盟した後、ペルセポリスあるいはイスファハン、それから、実は私も関わっているんですけども、紀元前13世紀頃の古代文明の遺跡、チョガ・ザンビール。これらは79年に世界遺産になっています。それから問題のイラク。今大変な、目を覆わんばかりの状況が展開しているイラクですけども、この国も早々と加盟いたしました。ただし、最初に登録された世界遺産はハトラという、これはパルティア時代、紀元後1世紀くらいを中心とした時代に、どちらかと言えばイラン系と言いますか、それまでの古代メソポタミア文明の文脈からはかなり外れた遺跡が世界遺産になっています。これは後にイスラムの建築なんかに大きく影響するという意味では、重要な遺跡であることには違いないんですけども。イラクではその後長く世界遺産になるものがありました。今から3、4年前アシュールという遺跡がダムの建設で水に洗われて壊れそうだということで、アッシリア時代の有名なほとんど日乾燥瓦でできた遺跡ですが、20年ぶりくらいにイラクで2番目の世界遺産になりました。これはいわゆるオーソドックスな世界遺産になったのではなくて、危機遺産として世界遺産になったんですね。そして3番目として去年、私も審査の場に立ち会いましたけども、イスラーム時代、紀元後9世紀にバグダッドから一時期イスラームの都が遷ったことがあります。そのサーマッラーという場所が、これも今のイラクの実情ですので、危機遺産として世界遺産に登録されております。

イラクだけではなく周辺の国々の登録状況を見てみると、6分の1くらいが世界遺産であると同時に危機遺産です。その保存状況がきわめて危ういのです。そのうち二つがこのイラクにあるアシュールとサーマッラーですね。それからエルサレム。エルサレムはやはり現在のパレスチナ問題の下で危機遺産としての扱いを免れていません。エルサレムを実は世界遺産に申請した責任国は、イスラエルではなくヨルダンなんですね。今ヨルダンは、まったくエルサレムに対して管理の実権はありませんので。そういう意味からも危機遺産であり続けています。

バビロンなんていう世界的に有名な遺跡がありますが、これもまだ、やっと暫定リストにイラク政府は入れましたけども、なかなか世界遺産になるまでにはいたっていません。つまり保存管理の問題です。かつてサダメ・フセイン政権があまりにもいい加減な事業をバビロンを舞台にやりすぎたということもあって未だ登録には至っていません。こういうシュメール、バビロニアの文明を代表するような遺跡、こういうものが世界遺産に早く登録されて、初めて世界遺産というのはその国の文明の実情を示すという意味で本来の意義があるのではないかと私は思っております。たとえばジッグラトというのはメソポタミア全域に20前後、正確な数はわかりませんが、メソポタミアを代表する建築遺構です。その代表がウルという遺跡のジッグラトですが、そういうものが早く登録されてしかるべきだという風に、私は主張しています。その他イラクの暫定リストの中には古代文明を代表する遺跡が数多く含まれています。イスラームの遺跡もそのリストにあって登録を待っています。

## 結びとして

結びとして申し上げたいのは、未登録、暫定リストに入っているようなものを良く見れば、ようやくその国の文化・文明の実状というものが我々に伝わってくる。世界遺産というものは、そういうものでないといけないなとつくづく思います。ですからイラクそれからシリアなんかもそうなんですが、登録されている世界遺産を見てみると、必ずしもその国の歴史の実状とかを反映していない。それには注意していただきたいと思います。

それからユネスコは現在地域バランス、世界中を見回してですね、登録件数の少ない国には配慮しようという傾向があります。それからあまりにもヨーロッパでキリスト教関係の遺跡とか中世の都市が沢山登録さ

れてしまったので、そういうアンバランスも排除しようという配慮もあります。

なかなかシュメールやバビロニア、古代メソポタミア文明の遺産が世界遺産にならない大きな理由は、やはり土の遺跡の保存の難しさという点にあります。早くにそういった土の遺跡の登録が進んで初めて、西アジアの世界にとって世界遺産が大きな意味を持ってくるんだろうと思います。

世界遺産の登録というのは必ずしも成功する場合が多いわけではないわけです。特に日本から33件が暫定リストのための審査にかかっているわけですが、その最終結果として登録もあれば、登録されないという結論も、色んな候補物件にはあります。ですからその最終的な結論というのは決してゴールではない。そこから新しい文化遺産の扱いの歴史が始まる。そのように色々な制度的な準備をしないといけないと思いますけども、結論は世界遺産の登録あるいは残念な結果、いずれにしろそれは一つのスタートだという風な認識が必要なのではないかという風に考えています。

これから世界遺産ということに皆さんますます興味をお持ちで、何を見たらいいだろうかということになると思いますが、インターネット上で今色々なことがわかります。

1. 文化遺産オンライン：[http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/h\\_index.html](http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/h_index.html)  
→文化庁の公式サイト。日本の世界遺産登録申請文書が公開されている。
2. 日本ユネスコ協会連盟：<http://www.unesco.or.jp/contents/isan/index.html>  
→「世界遺産」という年報を発行している機関。海外の遺産を日本語で紹介。
3. (財) ユネスコアジア文化センター（ACCUS）文化遺産保護協力事務所：  
<http://www.nara.accu.or.jp/about/index.html>  
→日本とアジアの遺産に関する情報に詳しい。
4. 日本ICOMOS国内委員会：<http://www.japan-icomos.org/>
5. ICOMOS本部：<http://www.international.icomos.org/home.htm>
6. ユネスコ世界遺産センター：<http://whc.unesco.org/en/about/>  
→800を超えるすべての登録遺産（自然・文化とも）について非常に詳しい情報を提供している。  
各国から提出された申請文書、およびICOMOSの審査結果としての勧告文書もすべて公開されている。ただし英仏語のみ。

最後になりましたが、石見銀山については文化庁が『月刊文化財』の中で非常に詳しく、登録が決定された世界遺産会議の様子、その関連の記事を載せております。文化庁もやはり石見銀山で初めて世界遺産登録の難しさというのを痛感したようで、こういう雑誌で特集するのは初めてで、みなさまにとっても貴重な参考資料といえるでしょう。

長時間ご静聴ありがとうございました。